

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3244号)

令和7年7月28日

横 情 審 答 申 第 3244 号
令 和 7 年 7 月 28 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について (答申)

令和5年11月28日総労第17484号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和3年度、令和4年度、令和5年度 横浜市長より指揮命令されてい
る下記の地方公務員法第22条の2第1項第1号で規定される会計年度任用職
員の暦年令和4年及び令和5年の請求月の前月までの賃金台帳一覧 総務局
勤務の1 特定職員A 2 特定職員B 3 特定職員C 4 特定職員D 5 特
定職員E 賃金台帳一覧では特定職員F名義と思料する。」の不開示決定に
に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和3年度、令和4年度、令和5年度 横浜市長より指揮命令されている下記の地方公務員法第22条の2第1項第1号で規定される会計年度任用職員の曆年令和4年及び令和5年の請求月の前月までの賃金台帳一覧 総務局 勤務の1特定職員A 2特定職員B 3特定職員C 4特定職員D 5特定職員E 賃金台帳一覧では特定職員F名義と思料する。」を保有していないとして不開示とした決定は妥当ではなく、該当する行政文書を特定の上、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年10月23日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、条例第10条第2項により不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 会計年度任用職員の賃金台帳は、提出が求められた際に都度作成するものである。
- (2) 対象職員に係る賃金台帳については、本件開示請求までの期間において提出を求められたことがないため、作成しておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、該当する文書の開示を求める。
- (2) 不開示の根拠として、賃金台帳を作成するのは法的に提出が求められた際としているが、法的な根拠がない場合にも賃金台帳が作成され、開示されている実態があ

る。

- (3) 賃金台帳の作成は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に定められており、これをなくして、職員を雇用管理、納税義務を果たしているとは言えないものである。
- (4) 賃金台帳も行政文書の一つであり、システムデータの電磁的記録であったにせよ、その存在は明らかである。

5 審査会の判断

- (1) 賃金台帳について

賃金台帳について、労働基準法第108条では「使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。」、同法第109条では「使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。」と規定されている。

また、運用において、「法令で定められた要件を具備し、かつそれを画面上に表示し印字できること」、「労働基準監督官の臨検時等、直ちに必要事項が明らかにされ、提出し得るシステムとなっていること」、「誤って消去されないこと」、「長期にわたって保存できること」等の要件を満たしていれば、賃金台帳をシステム上で作成・保管することも認められている。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、総務局に勤務する会計年度任用職員である特定職員A、特定職員B、特定職員C、特定職員D及び特定職員E（賃金台帳では特定職員F名義と思料される。）に係る令和4年度及び令和5年度の賃金台帳である。

- (3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 横浜市の会計年度任用職員の賃金台帳は、法的に提出を求められた際等に都度出力する運用としている。
- (イ) 賃金台帳の作成に係るデータは、非常勤職員管理システム（以下「本件システム」という。）において管理されており、本件システムでは、そのほかにも多岐にわたる情報を管理している。
- (ウ) 本件システムでは出力対象職員を選択することで賃金台帳を作成できるが、

保存しているのは各データであり、賃金台帳ではないため、本件審査請求文書は保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 賃金台帳については、労働基準法第108条及び第109条の規定により作成及び保存が義務付けられており、法令上、労働者を雇用する使用者は必ず作成し、保有するものとされている。
- (イ) 実施機関が本件システムにおいて賃金台帳を管理している場合であっても、それは賃金台帳を紙媒体ではなくシステム上で電子的に保管することが運用上認められているに過ぎない。
- (ウ) また、本件開示請求書の開示請求に係る行政文書の名称又は内容欄には、賃金台帳一覧と記載されているが、請求を行った趣旨としては、労働基準法上の賃金台帳に係る情報の開示を求めていると解するのが相当である。
- (エ) したがって、実施機関は、本件開示請求の趣旨を踏まえると、本件審査請求文書を保有しているというべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は妥当ではなく、該当する行政文書を特定の上、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 斎藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 經 過

年 月 日	審 査 の 經 過
令 和 5 年 11 月 28 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 12 月 26 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 5 月 26 日 (第457回第二部会)	・審議
令 和 7 年 6 月 23 日 (第458回第二部会)	・審議